

令和4年度の町民税・県民税(令和3年分所得に対する課税)から 適用される主な改正のお知らせ

住宅借入金等特別税額控除(住宅ローン控除)の特例の延長

一定の期間(注)に契約した、令和4年末までの入居者を対象として、消費税率10%が適用される新築・中古住宅の取得等を行った場合に、住宅ローン控除の控除期間を10年間から13年間とした特例措置が延長されました。

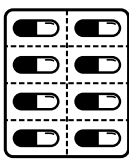
この特例措置の延長に該当する場合で、床面積が40平方メートル以上50平方メートル未満である住宅についても、適用を受ける年分の合計所得金額が1,000万円以下である場合に限り、住宅ローン控除の適用を受けることができるようになります。

	2019 (R 1)	2020 (R 2)	2021 (R 3)	2022 (R 4)
<p>【改正後】 経済対策として 控除期間13年間の 措置を延長</p>	(10月1日) 税率引上げ (10%)		注文住宅はR2年10月から R3年9月末まで*に契約 *分譲住宅などはR2年12月 からR3年11月末まで	R4年末までの入居 控除期間 13年
<p>コロナ特例 ※コロナを踏まえた 上乗せ措置の 弾力化</p>		注文住宅は R2年9月末まで*に契約 *分譲住宅などは R2年11月末まで	R3年末までの入居 控除期間 13年	
<p>消費税率10%引上げ に伴う反動減対策の 上乗せ措置 ※控除期間13年間</p>		R2年末までの入居 控除期間 13年		面積要件 ⇒ 50㎡以上
<p>住宅ローン控除 ※消費税率8%への引上 げ時に反動減対策として 拡充した措置</p>	平成26年4月入居～		R3年末までの入居	控除期間 10年

ご注意

- ◆注文住宅(新築)は令和2年10月から令和3年9月末まで
- ◆分譲住宅など(建売住宅・中古住宅)は令和2年12月から令和3年11月末まで

セルフメディケーション税制の見直し



対象となる医薬品の範囲等について見直しを行い、適用期限(令和3年12月31日)を5年延長し、令和8年12月31日までの間に支払った対価を対象とすることとなりました。また、令和3年分の申告から、「一定の取組」

を行ったことを明らかにする書類の添付又は提示が不要となっています。ただし、明細書の記入内容の確認のため、証明書類の提示又は提出を求める場合があり、「一定の取組」に当たる健診や予防接種等の領収書や結果通知表は5年間保管する必要があります。

令和4年度 町民税・県民税申告のお願い 3月15日(火)まで

－ マイナンバー(個人番号)の記載と本人確認書類の提示または写しの添付が必要です －

令和4年度町県民税申告書の提出時期となりました。この申告は、みなさんの町県民税や国民健康保険税等を正しく算出する基礎となるだけでなく、所得証明・納税証明などの各種証明書発行にも重要なものです。申告期限3月15日(火)までに必ず提出をお願いします。

町県民税申告書は、申告が必要と思われる方には既にご送付しています。申告が必要な方で、届いていない場合は、町民税務課までご連絡ください。

※**所得税の確定申告をする予定の方は、町県民税申告書の提出は必要ありません。**

所得がなかった場合でも**申告書の提出が必要な方**

- ①国民健康保険に加入している方(保険料算定や軽減判定・高額療養費の判定に必要)
- ②後期高齢者医療保険に加入している方(保険料算定や軽減判定に必要)
- ③介護保険に加入している方(保険料算定に必要)
- ④福祉医療制度く(ひとり親・身障・重・子ども)の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑤精神障害者医療費助成制度の受給者(受給資格判定資料に必要)
- ⑥国民年金に加入している方(免除申請に必要)
- ⑦児童手当などの受給の認定を受ける方(判定資料に必要)
- ⑧公営住宅に入居している方(家賃決定に必要)
- ⑨こども園・保育園等園児の保護者(入園申請に必要)
- ⑩他の方に扶養されている方(扶養認定等の所得証明発行のために必要)
- ⑪所得証明・(非)課税証明の交付を必要とする方
*その他にも申告が必要な場合もあります。

公的年金等を受給している方の申告

収入が公的年金のみで、支払額(複数ある場合は合計額)が400万円以下の方は確定申告が不要です。ただし、所得税の還付を受ける場合や公的年金以外の所得が20万円を超える場合は、確定申告が必要です。

【注意】確定申告が不要でも、以下の場合は町県民税に影響することがあるため申告が必要です。

- ・「公的年金にかかる源泉徴収票」に記載のない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合
- ・公的年金以外に所得(20万円以下)がある場合など

町県民税申告書の提出が必要のない方

- ・所得税の確定申告をする予定の方
- ・前年中の給与収入が1か所のみで、年末調整が済み、勤務先から吉野町役場に給与支払報告書が提出されている方(勤務先に提出状況をご確認ください。)ただし年末調整していない各種控除(扶養、障害者、医療費、生命保険料等控除)がある場合は申告が必要です。

公的年金からの引き落とし(特別徴収)について

65歳以上の公的年金を受給されている方で町県民税を納税する義務のある方については、平成28年10月から町県民税の公的年金からの引き落とし(特別徴収)が始まり、公的年金の支払いをする年金保険者(社会保険庁など)が年金から町県民税を引き落として町に納めていただいています。

令和4年度についても引き続き特別徴収を行いますのでよろしくをお願いします。

令和4年度の年金所得に対する納税額の徴収方法

前年中(令和3年中)の年金所得の金額から計算した税額の2分の1を令和4年4月、6月、8月の3回に分けて、仮徴収を行います。

確定した令和4年度年税額から仮徴収税額を控除した残額を同年10月、12月、翌年2月の3回に分けて引き落とし(本徴収)を行います。

詳しくは、6月頃に送付する納税通知書にてご確認ください。

令和4年度 町民税申告 休日受付窓口の開設

町民税務課では、右記日程において町民税申告の受付を行います。町民税の申告書の提出を予定している方は、ご利用ください。

(注) 所得税確定申告については、内容により対応できない場合があります。

日時 2月23日(水・祝)
3月 5日(土) いずれも9時～16時

場所 吉野町役場 1階 町民税務課

吉野税務署からのお知らせ

令和4年1月から スマートフォンを利用した申告がより一層便利になりました

スマホ申告は全国で100万人以上が利用

▶スマホ専用画面の対象が拡大

スマホで見やすい、スマホ専用画面の対象に、給与所得、年金収入等の雑所得、一時所得に加えて新たに、特定口座による株式等の譲渡所得等、上場株式等に係る繰越損失等の金融・証券税制が加わります。

▶スマホカメラで源泉徴収票を読み取り

スマホのカメラで源泉徴収票を読み取ることで、源泉徴収票に記載されている金額等を確定申告書等作成コーナーへ自動反映させることが可能になります。

▶スマホ申告に必要なものは、スマートフォンと…

次の①、②のいずれかが必要です。

- ①マイナンバーカード(スマホはマイナンバーカード読み取り対応のものが必要)
- ②税務署で発行したIDとパスワード

○令和3年分所得税及び復興特別所得税の確定申告期間は、**2月16日(水)から3月15日(火)**までです。

○新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、確定申告会場の混雑緩和を図る観点から、確定申告会場へは**「入場整理券」が必要**となります。入場整理券の配付方法は、①確定申告会場での当日配付、②オンライン(LINE)での事前発行の2通りあります。(①の**当日配付は、状況により早めに配付を終了**する場合がありますのでご了承ください。)

○確定申告会場では、**長時間**お待ちいただくことがあります。

○「検温」「マスクの着用」「手指の消毒」等の感染予防対策にご協力ください。

○37.5度以上の発熱が認められる場合等は、入場をお断りさせていただきます。

〒吉野税務署 TEL(32)3385(代表)

消費税インボイス制度説明会を開催します

▶内容 インボイス制度の概要(基礎編)

※「インボイス制度」という言葉を初めて聞いた方や制度全体の仕組みを知りたい方におすすめ

▶日時 2月17日(木)

3月10日(木)・3月24日(木)・3月30日(水)
いずれも14時～15時

▶場所 吉野納税協会(2階会議室)
吉野町大字丹治200番3

▶定員 各15名

※1週間前までに電話予約が必要です。

▶予約先・お問い合わせ

吉野税務署 法人課税部門 TEL(32)1583

平日お仕事等でお忙しい方へ

休日納税相談窓口の開設 2月23日(水・祝) 9時～16時

税金についての相談

令和3年度の町県民税(普通徴収)・固定資産税・軽自動車税の納付期限は既に経過しています。納付忘れがないか今一度ご確認ください。

いろいろな事情で納期限までに納めることができなかった方は、そのままにしておかないで、**早めに印鑑と納税通知書などを持ってお越しください。**

相談は**電話**でもお受けします。(ご相談の内容によってはご来庁をお願いする場合があります)**お気軽にご相談ください。**

閩町民税務課 税務担当

NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9062

国民健康保険についての相談

上記日程で、国民健康保険についての相談窓口を開設します。また電話での相談もお受けします。

閩町民税務課 国民健康保険担当

NTT…Tel(32)3081 IP直通…Tel(39)9063

国民健康保険 第8期納期限 2月28日(月)

最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)やコンビニエンスストアでお納めください。なお、口座振替をされている方は、納期限の前日までに納税額に見合う金額の準備をお願いします。

廃車手続きをお忘れなく

原動機付自転車・軽自動車を廃車したときは、廃車手続きを忘れずに済ませてください。手続きを忘れてしまうと、実際に原動機付自転車・軽自動車を所有していなくても、毎年4月1日現在で軽自動車税が課税されます。他の市町村に転出される方で、原動機付自転車を所有している方は、標識(ナンバープレート)の交換が必要です。

3月末は、決算期や自動車税の賦課期日の終期等の影響で、廃車や名義変更などの申請が集中し、窓口が混雑します。各種手続きはできるだけお早めにすませましょう。

お越しの際は新型コロナウイルス感染拡大防止へのご協力をお願いします。

車種	手続きをするところ	持ち物
原動機付自転車(125cc以下) 小型特殊自動車	役場 町民税務課 Tel(32)3081	標識 印鑑
軽自動車 (軽四輪・軽三輪)	軽自動車検査協会奈良事務所 大和郡山市額田部北町980-3 Tel050(3816)1845	左記 にお問 い合 わせ くだ さい
軽二輪車 (125ccを超え250cc以下のもの) 小型二輪車 (250ccを超えるもの)	近畿運輸局奈良運輸支局 大和郡山市額田部北町981-2 Tel050(5540)2063	

- 軽自動車の各種手続き案内
軽自動車検査協会ホームページ <https://www.keikenkyo.or.jp/>
- 自動車の各種手続き案内
ヘルプデスク(音声・FAXサービス) Tel050(5540)2063
近畿運輸局ホームページ <http://www.tb.mlit.go.jp/kinki/>

後期高齢者医療制度に関するお知らせ

後期高齢者医療保険料の納め忘れはありませんか

後期高齢者医療保険料の普通徴収による納付期間は、第1期(7月)から第8期(翌年2月)となっています。

第8期の納期限は、2月28日(月)です。最寄りの金融機関(南都銀行・りそな銀行・奈良県農協・ゆうちょ銀行・郵便局)でお納めください。口座振替をされている方は、納期限の前日までに納付額に見合う金額の準備をお願いします。

保険料の納め忘れ等により、納期限までに納付いただけなかった場合は、督促状が発送されることとなります。

また、特別な事情もないまま未納が続きますと、差押さえなどの滞納処分や、有効期限の短い被保険者証の交付等の処分の対象となりますので、ご注意ください。

一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)の医療費の窓口負担割合が変わります

令和4年10月1日から、一定以上の所得のある方(75歳以上の方等)は、現役並み所得者(窓口負担割合3割)を除き、医療費の窓口負担割合が2割になります。

▶窓口負担割合が2割となる方には 負担を抑える配慮措置があります

施行後3年間は、2割負担となる方について、1か月の外来医療の窓口負担割合の引き上げに伴う負担増加額を3,000円までに抑えられます(入院の医療費は対象外)。配慮措置の適用で払い戻しとなる方は、高額療養費として、事前に登録されている高額療養費の口座へ後日払い戻します。

窓口負担割合が2割となる方 ～次の条件にすべて該当する方～

- ①世帯内に住民税課税所得額(各種所得控除後の所得額)が28万円以上145万円未満の後期高齢者医療の被保険者の方がいる場合。
- ②後期高齢者医療の被保険者が1名の場合、年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が200万円以上ある場合。また、世帯に後期高齢者医療の被保険者が2名以上の場合、被保険者全員の年金収入と年金所得以外の合計所得金額の合計が320万円以上ある場合。

◆お問い合わせ先 町民税務課 後期高齢者医療担当 NTT…Tel(32)3081内線122 IP直通…Tel(39)9063

年金相談のご予約は各年金事務所の予約専用ダイヤルへ

奈良県内の年金事務所の予約制による年金相談は「年金相談予約専用ダイヤル」で受付します

▶予約の申込方法

年金相談のご予約は、相談希望日の1か月前から2日前まで、相談ご希望の年金事務所等の予約専用ダイヤルにて受け付けています。

※奈良年金事務所 Tel0742(35)1375

※大和高田年金事務所 Tel0745(22)3533

※桜井年金事務所 Tel0744(46)0978

※奈良年金相談センター Tel0742(36)6501

◎受付時間は、平日8時30分から17時15分までです。

◎この電話番号は、予約専用ダイヤルですので、年金相談はお受けできません。

▶予約の際の必要事項

- 相談される方の
1. お名前・基礎年金番号
 2. ご連絡先の電話番号
 3. 主な相談内容

※予約の混雑状況により、ご希望の日時を調整させていただきます。ただ、場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆お問い合わせ先

大和高田年金事務所 Tel0745(22)3531

町民税務課 年金担当

NTT…Tel(32)3081内線124 IP直通…Tel(39)9063